

犬山市 融資および補助金の申請について

犬山市では、市内で事業を営んでいる中小企業の方々に対して、事業資金融資に伴う信用保証料及び利子を補助する制度を設けています。

書類作成のポイントをご確認のうえ、ぜひご活用ください。

次の融資制度をご利用の方が対象です。（令和3年4月現在）

○小規模企業等振興資金【信用保証料及び利子の一部を補助】

○愛知県経済環境適応資金のうち

・創業等支援資金

・サポート資金（セーフティネット4号、5号、危機関連保証（6項））

【信用保証料及び利子の一部を補助】

○経営安定関連保証付き融資（セーフティネット4号、5号、危機関連保証（6項）のみ）

【信用保証料及び利子の一部を補助】

書類作成・申請のポイント

1. 必ず申請者本人が、自署・捺印してください。
2. 申込み金額は正しくご記入ください。申込み金額が訂正されているものは受付できません。
（訂正印不可）
なお、それ以外の訂正については、必ず申請者の印で訂正してください。
3. 融資実行金融機関の証明を、必ず受けてください。
4. 添付書類の「納税等証明書（未納額がないことの証明）」については、以下に注意してください。
 - ①「未納額がないことの証明」を添付してください。「納税証明」の添付は不可です。
 - ②「証明日」が、申請日直前の市税等納期限以降になるように取得してください。なお、納期限については（市ホームページ>暮らし>市税）でご確認ください。
5. 記入に漏れがなく内容が正しいこと、添付書類がすべて揃っていることを、裏面のチェックシートもご活用の上、ご確認ください。
※添付書類については、申請ごとに1件ずつ添付してください。
6. 申請の期限にご注意ください。
 - ①信用保証料補助金 → 融資実行日から3ヶ月以内に申請してください。
 - ②利子補給補助金 → 当初より6回分の利子支払後3ヶ月以内に申請してください。
申請期限を超えた場合については、一切受け付け致しません。
7. 繰上完済等により、支払った信用保証料の返戻金が生じたときは、当該信用保証料にかかる補助金の全部又は一部を返還していただきます。この場合は、返還届出書に所要事項を記入し、直ちに市長に提出してください。

※あわせて「期限前完済報告書」（金融機関名で作成）を提出してください。

おわかりにならない事、又はお気づきの点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

犬山市 経済環境部 産業課 電話：0568-44-0340



補助金交付申請 チェックリスト

各種補助金の交付申請には、次の書類が必要です。

- ①交付申請書
- ②信用保証書の写し（小規模企業等振興資金融資利子補給補助金の申請は不要）
- ③＜信用保証料補助の場合＞情報開示（提供）に関する同意書
- ③’ ＜利子補給補助の場合＞金融機関発行の取引履歴・返済予定表等、
金融機関証明記載事項の確認ができるもの
- ④犬山市税 納税等証明書（未納額がないことの証明）
- ⑤委任状（代理申請の場合）
- ⑥交付請求書（日付は記入していないこと）

申請前にご確認ください。

確認事項	チェック欄
必要書類は、すべて揃っていますか？	<input type="checkbox"/>
記入・押印に、漏れ・誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>
納税等証明書（ <u>未納額がないことの証明</u> ）は、申請日直前の市税等納期限以降ですか？	<input type="checkbox"/>
請求書の請求日は、空欄ですか？	<input type="checkbox"/>
請求書の金額訂正はありませんか？（訂正印も不可）	<input type="checkbox"/>
訂正の場合、 <u>申請者の印</u> で訂正印が押されていますか？	<input type="checkbox"/>
補助率は正しいですか？	<input type="checkbox"/>
借換の有無は確認しましたか？有の場合、期限前完済報告書の提出をしましたか？	<input type="checkbox"/>
補助金申請額の算定は正しいですか？（切捨て位置も確認してください。）	<input type="checkbox"/>

※申請書等の様式については、犬山市ホームページよりダウンロードできます。

